1. 開会日時・場所

日時 令和4年11月25日(金) 午後2時00分 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寳田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	_
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁惠	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	夕田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
_					

19番 武郷 勝已

欠席委員

9番 上田 励二

3. 議事録署名人

4番 佐々木 昭和 17番 林 壽彦

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任主事 檀上 周 農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第76号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第77号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第78号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第79号議案 非農地証明申請について

第80号議案 農用地利用集積計画について

第81 号議案 農用地利用配分計画について

第82号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積の特例区域」の定めについて

- 6. 報告協議事項
 - 1. 農地法関係諸証明事務等について
 - 2. その他
- 7. 議事の内容

開会 午後2時00分

-議長開会挨拶-

議長本日の出席委員は19名中,18名で定足数に達しておりますので,第11回総会は成立しております。 なお,9番上田委員から欠席する旨,通告がありましたので報告いたします。

> 会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に、4 番 佐々木委員、17 番 林委員を 指名します。

議長それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第76号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第5第80号議案から日程第6第81号議案を先に審議します。 議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第80号議案を上程します。

農用地利用集積計画について、三原市長から決定を求められるものです。 第80号議案に係る資料80の第1番から第4番について、審議します。 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 11 ページをご覧ください。第80号議案 農用地利用集積計画について説明します。この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回,農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は,議案書の中段に記載の地域別面積集計に記載しております。

○○地域から件数 2 件, 筆数 3 筆, 面積 5,459 ㎡, ○○地域から件数 1 件, 筆数 1 筆, 面積 1,416 ㎡ が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料80の2ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農用地利用集積計画の第1番から第4番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第6第81号議案を上程します。

農用地利用配分計画について、三原市長からの諮問です。

第81号議案に係る資料81の第1番から第4番について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 12 ページをご覧ください。第 81 号議案 農用地利用配分計画について説明します。 該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、 農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回,農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は,議案書の中段に記載の地域別面積集計に記載しております。

○○地域から件数 2 件, 筆数 3 筆, 面積 5, 459 ㎡, ○○地域から件数 1 件, 筆数 1 筆, 面積 1, 416 ㎡ について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料81の2ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農用地利用配分計画の第1番から第4番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって,本案は原案のとおり承認されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第76号議案を上程します。

農地法第3条の規定による許可申請について,第87件から第98件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

第76号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第87件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から木原5丁目の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ が、木原町 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 地目: 畑 26 ㎡を、農作物を運搬する台車のレールを敷設するため、譲り受けるものです。

第88件は、○○から高坂町真良の○○が、小坂町○○ 地目:畑 297㎡を、居住地から近く耕作に便利なため、譲り受けるものです。

第89件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から沼田東町両名の $\bigcirc\bigcirc$ が、沼田東町七宝 $\bigcirc\bigcirc$ ほか1筆 地目:田 合計 2,805㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第90件は、○○から沼田東町釜山の○○が、沼田東町釜山○○ 地目:田 214㎡を、管理できない農地を譲り受け、新規就農するため譲り受けるものです。

当該案件は、先月の第10回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。

第 91 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から本郷北 2 丁目の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ が、本郷北 2 丁目 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 地目:田 185 ㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 92 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から久井町江木の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ が、久井町江木 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ほか 1 筆 地目:田 合計 4,359 ㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 93 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から福山市今津町 3 丁目の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ が、久井町下津 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 地目: 畑 152 ㎡を、空き家とともに取得し新規就農するため、譲り受けるものです。

当該案件は、先月の第10回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。

第94件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から須波ハイツ3丁目の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ が、久井町泉 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ほか3筆 地目:田2筆 畑2筆 合計 1,654 ㎡を、農地付きの空き家を購入し新規就農するため、譲り受けるものです。

第 95 件は、○○から久井町羽倉の○○が、久井町羽倉○○ 地目:田 1,156 ㎡を、居住地から近く、規模拡大のため譲り受けるものです。

第96件と第97件は関連案件のため、併せて説明します。

第96件は、○○から大和町上徳良○○ ほか4筆 地目:田1筆 畑:4筆 合計1,061㎡を、

第97件は、○○から大和町上徳良○○ 地目:田 275㎡を、

大和町上徳良の○○が、居住地から近く耕作に便利で、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 98 件は、 \bigcirc 0から大和町下徳良の \bigcirc 0が、大和町下徳良 \bigcirc 0 ほか 4 筆 地目:田 3 筆 畑 2 筆 合計 1,868 ㎡ を、居住地から近く、これまでも耕作管理していたため、譲り受けるものです。

以上,申請案件は,全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長地元委員の調査報告を求めます。

16番 第 87 件, 11 月 22 日に 20 番推進委員と現地を確認しました。みかんを運搬するレールを敷設するということで、別に問題ないと思います。

19番 第88件, 11月22日に22番推進委員, 譲受人の○○さんと3名で現地を確認いたしました。事務局 の説明どおり問題ないと思いますので,よろしくお願いします。

2番 第89件・90件は担当案件ですので、続けてご報告いたします。

第89件,11月23日に私と24番推進委員で現地を確認しました。申請地は \bigcirc 〇線の県道の \bigcirc ○がある北側にあたります。圃場整備されていて,譲受人の \bigcirc ○さんは広くやられており,問題ないと思います。

第90件, これも11月23日に私と24番推進委員と現地を確認しました。申請地は○○の入口の右側にあたります。本人が意欲的に野菜をやられるということで、特に問題ないと思います。

17番 第 91 件, 11 月 21 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

14番 第92件・93件は私の案件なので、同時に報告させていただきます。

第92件ですが、こちらは \bigcirc 0から北東へ約2kmの地点に位置しまして、圃場の中のど真ん中に2枚の圃場がありました。11月21日に13番委員、30番推進委員、32番推進委員と4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

第93件ですが,こちらの方も11月21日に13番委員,30番推進委員,32番推進委員の4名で現地を確認いたしました。こちらは○○から東へ約1.5kmのところに位置しており,前回,別段面積の特例

区域の時にも現地を確認いたしました。こちらも事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

1番 第94件・95件と続けて報告します。

11月24日に3番委員,31番推進委員,33番推進委員と現地確認を行いました。94件・95件とも, 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

6番 第96件・97件が関連案件ですので、続けて報告いたします。

第96件と97件は、同じ○○さんという方が譲受人ということで、事務局の説明どおりで問題ないと思います。

第98件の方は、11月20日に34番推進委員と譲受人の○○さんと3人で現地を確認いたしました。 本人さんはもう耕作管理をされているということで、事務局の説明どおりで問題ありません。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請,第87件から第98件の本案は,原案のとおり許可決定することについて,賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定することに決しました。

議長 次に、日程第2 第77号議案を上程します。

農地法第4条の規定による許可申請について,第21件から第26件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明の前に議案の修正をお願いします。

議案書5ページから8ページ,第77号議案 農地法第4条による許可申請及び第78号議案 農地法第5条による許可申請について,議案書右側の農振区分が「農振農用」となっている案件につきまして,令和4年11月15日付けで,農振農用地区域からの除外が決定されました。つきましては,該当する案件の農振区分を「農振農用」から「農振」へ修正をお願いいたします。

それでは、議案書5ページをご覧ください。第77号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第 21 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ が、須波西 2 丁目 $\bigcirc\bigcirc$ 地目:畑 100 ㎡について、駐車場及び物置設置ため転用するもので、内容は駐車場 2 区画、物置 2 棟です。

第22件は,○○が,沼田東町納所○○ 地目:田 76㎡について,墓地に転用するもので,内容は,墓石4基,法名碑1基,灯篭2基,植栽です。

第 23 件は, ○○が, 本郷町船木○○ 地目:田 200 ㎡について, 庭敷及び農作業場に転用するものです。

当該案件は、転用の許可を得ることなく庭敷及び作業場として利用していることから、始末書を求めて提出されています。

第24件は,○○が,本郷町船木○○ 地目:畑 68㎡について,庭敷及び駐車場に転用するもので, 内容は、庭敷と駐車場2区画です。

許可基準は、農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

第 25 件は, ○○が, 久井町羽倉○○ 地目:畑 81 ㎡について, 駐車場に転用するもので, 内容は 駐車場 3 区画です。

第 26 件は、○○が、大和町大草○○ ほか 1 筆 地目:田 1 筆 畑 1 筆 合計 1,090 ㎡について、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 208 枚、7 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 24 件を除く, 第 21 件から 26 件の許可基準は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で, 農地法第 4 条第 6 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

12番 第 21 件, 11 月 23 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり別に問題ない と思います。農地区分は第 2 種です。

2番 第 22 件, 11 月 23 日に私と 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は, ○○号線に架かる○○ 橋から南へ 1 km 行ったところです。現在, 墓が山の中にあり歳をとって行かれないということなので, それを下ろすということで問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

7番 第23件・24件と担当案件なので、続けて説明をさせていただきます。

件数 23・24 とも、11 月 19 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。

件数 23 の方は、 \bigcirc つより西へ約 7.8km の \bigcirc ○線沿いに位置します。先ほど説明がありましたように、すでに庭敷及び作業場として利用されていますが、始末書が提出されていることで、やむを得ないと思います。 農地区分は第 2 種農地です。

件数 24 は、 \bigcirc こより西へ 3. 1km の \bigcirc ○線の右側の方に位置します。周辺農地に影響はなく、事務局の説明のとおり問題はありません。農地区分は第 1 種農地です。

1番 第 25 件, 11 月 24 日に 3 番委員, 31 番推進委員, 33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の 説明どおりで問題ないと思います。第 2 種農地です。

18 番 第 26 件, 11 月 20 日に 36 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり, 周辺農地に 支障をきたす恐れもなく, 問題ないと考えます。第 2 種農地です。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農地法第4条の規定による許可申請,第21件から第26件の本案は,原案のとおり許可決定することについて,賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定することに決しました。

可決されました第 24 件については、農地法第 4 条第 5 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第3 第78号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について、第129件から第144件を審議します。

本議案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、2回に分けて審議します。

初めに、第140件について審議しますので、○○委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。第78号議案 農地法第5条の規定による許可申請の第140件について説明します。

第 140 件は、○○から○○合同会社が、本郷町南方○○ ほか 2 筆 地目:田 合計 1,150 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 172 枚、7 棟、発電量 49.5kw 規模です。

申請地は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は、農地 法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが 出来ないと認められること」に該当します。

第140件についての説明は以上です。

議 長 担当委員の調査報告を求めます。

7番 第 140 件, 11 月 21 日に 29 番推進委員と関係者立ち合いのもと, 現地確認を行いました。申請地は, ○○より○○線を○○方面へ約 3.7km 進んだ○○川沿いに位置します。周辺農地に影響は少なく, 事務局の説明のとおり問題ないと思います。農地区分は 2 種農地です。

議 長 担当委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請,第140件の本案は原案のとおり許可決定することについて,賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定することに決しました。

○○委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 引き続き議事を進行します。農地法第5条の規定による許可申請,第140件を除く,第129件から 第144件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。第78号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第 129 件は、○○から有限会社○○が、木原 5 丁目○○ ほか 5 筆 地目:畑 合計 1,999 ㎡について、併用地の雑種地とともに所有権の移転を受け、駐車場及び資材置場に転用するもので、内容は駐車場 25 区画、平鋼 20 t、形鋼 20 t です。

なお、転用の許可を得ることなく駐車場及び資材置場として利用していることから、始末書を求めて 提出されています。

第 130 件は、 \bigcirc から \bigcirc ○株式会社が、沼田 1 丁目 \bigcirc ○ ほか 1 筆 地目:田 合計 1,174 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 212 枚、6 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第131件と132件は関連案件のため、併せて説明します。

第131件は、○○から沼田東町末広○○ ほか1筆 地目:田 合計943㎡を

第132件は、○○から沼田東町末広○○ 地目:田 664㎡を

それぞれ○○合同会社が,所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので,内容は太陽光パネル 172 枚,7棟,発電量 49.5kw 規模です。

第 133 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から $\bigcirc\bigcirc$ が、小泉町 $\bigcirc\bigcirc$ 地目:畑 319 ㎡について、使用貸借権の設定により宅地に転用するもので、内容は住宅 1 棟、駐車場 4 区画です。

第 134 件は、 \bigcirc ○から株式会社 \bigcirc ○が、沼田西町小原 \bigcirc ○ 地目:田 1,302 ㎡について、賃借権の設定により資材置場にするため一時転用するもので、内容は土砂 200 ㎡、コンクリート殻 80 ㎡、転用期間は令和 5 年 3 月 31 日までです。

当該案件は、転用の許可を得ることなく造成しているため、始末書を求めて提出されています。

許可基準は、農地法第 5 条第 2 項第 7 号「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するもの」に該当します。

第 135 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から $\bigcirc\bigcirc$ が、高坂町真良 $\bigcirc\bigcirc$ ほか 2 筆 地目:田 合計 1,356 ㎡について、使用貸借権の設定により、宅地及び駐車場に転用するもので、内容は家屋 3 棟、事務所 1 棟、駐車場 14 区画です。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく宅地として利用していることから、始末書を求めて提出されています。

第136件は、○○から○○が、幸崎能地1丁目○○ 地目:畑 132㎡について、所有権の移転を受け庭敷に転用するもので、内容は植栽及び花壇です。

第 137 件は、 \bigcirc ○から株式会社 \bigcirc ○が、鷺浦町須波 \bigcirc ○ 地目:畑 361 ㎡について、賃借権の設定によりサウナを設置するもので、内容はサウナ 1 棟です。

第 138 件は、○○から株式会社○○が、本郷北 3 丁目○○ 地目:田 0.89 ㎡について、所有権の移転を受け、雨水排水路に転用するものです。

許可基準は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第 139 件は、 \bigcirc から \bigcirc ・ \bigcirc が、本郷町船木 \bigcirc 地目:田 364 ㎡について、使用貸借権の設定により宅地に転用するもので、内容は住宅 1 棟、小屋 1 棟、ガレージ 1 棟です。

第 141 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から $\bigcirc\bigcirc$ が、久井町和草 $\bigcirc\bigcirc$ 地目:畑 598 ㎡について、使用貸借権の設定により宅地に転用するもので、内容は住宅 1 棟、カーポート 1 棟です。

許可基準は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第 142 件は,○○から○○株式会社が,大和町上徳良○○ 地目:田 1,675 ㎡について,所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので,内容は太陽光パネル 220 枚,8 棟,発電量 49.5kw 規模です。

第143件と144件は、譲渡人と譲受人が同一のため、併せて説明します。

どちらも、○○から○○株式会社が、地上権の設定により太陽光発電施設に転用するもので、

第 143 件が, 大和町和木〇〇 地目:田 489 m², 内容は太陽光パネル 78 枚, 2 棟, 発電量 39.6kw 規模

第 144 件が,大和町和木○○ 地目:田 569 ㎡,内容は太陽光パネル 104 枚,5 棟,発電量 44. 5kw 規模です。

第134件,138件,141件を除く許可基準は、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

- 議長地元委員の調査報告を求めます。
- 16番 第 129 件, 11 月 22 日に 20 番推進委員と現地を確認しました。19a 以上ある敷地を駐車場と資材置場に転用するということですが、造成においては工数をとって対応し、隣地に迷惑をかけないようにしますということでした。農地区分は第 2 種です。
- 19番 第 130 件, 11 月 22 日に 22 番推進委員と確認しました。周辺はすでに太陽光を設置されているところが何箇所かありまして,当案件も周辺農地に影響は少なく問題ないと思います。第 2 種農地です。
- 2番 第 131 件・132 件は担当案件なので、続けて報告いたします。

11月23日に私と24番推進委員で現地を確認しました。申請地は、 $\bigcirc\bigcirc$ から $\bigcirc\bigcirc$ 線に向かって1kmの山間地にあります。件数131・132は隣接しており、周りに住宅もなく営農にも支障はないと思いますので、問題ないと思います。どちらも第2種です。

15番 第 133 件, 11 月 19 日に 23 番推進委員と関係者立ち合いのもと現地確認しました。申請地は○○より南へ約 4.8km, ○○線の県道から約 200m入った住宅に囲まれた土地です。先ほど事務局が言われましたように、親の所有する土地を譲り受け住宅を建てるとのことで、適切な申請内容であり、周辺の農地への支障もないと考えます。農地区分は第 2 種です。

続けて、第 134 件も私の案件なので、説明させていただきます。これも、11 月 19 日に 23 番推進委員と関係者立ち合いのもと現地確認しました。この○○さんはもう歳で立ち合いできないということで、町内会長が代理で立ち会ういうことで、立ち会っていただきました。

申請地は〇〇より約 1.6km, 工業団地下の県道〇〇号に隣接した土地で, これは水害対策工事に関係しているということで, 残土等の仮置き場としての一時転用で, 周囲の農地への支障はないと考えます。農地は第 2 種です。

- 19番 第 135 件, 11 月 22 日に 22 番推進委員, ○○行政書士と現地確認いたしました。事務局から始末書を提出ということで, もうすでに利用されているみたいだったんですが, 特に問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 12番 第 136件, 11月 23日に 25番推進委員と現地を確認いたしました。これも事務局の説明どおり問題

ないと思います。農地区分は第2種です。

10番 第 137 件, 11 月 17 日に 26 番推進委員と事務局 2 名の計 4 名で現地を確認しました。事務局の説明 どおりで、民家より離れた場所にあり問題ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。

17番 第 138 件, 11 月 21 日に 27 番推進委員と譲渡人の○○と 3 人で確認しました。現地は○○の駐車場の一角にところで,面積はわずか 0.89 ㎡の土地で,境を表示するものは何も見えませんでした。また,○本人も親から何も聞いてないということですが,この辺りだろうということで確認しております。第 3 種です。

7番 第 139 件, 11 月 19 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は○○より西へ約 7.8km の 県道○○線沿いに位置します。周辺農地には影響は少ないと思われ,事務局の説明どおり問題ないと思 います。農地区分は 2 種農地です。

1番 第 141 件, 11 月 24 日に 3 番委員, 31 番推進委員, 33 番推進委員と現地確認を行いました。 周りへの影響もないので問題ないと思います。 第 3 種農地です。

6番 第 142 件, 11 月 20 日に 34 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、周辺の農地 等に問題ないと思いますので、何も問題ございません。農地区分は第 2 種区分です。

18番 第143件・144件と続けて報告します。

9番委員と37番推進委員で現地を確認されました。事務局の説明どおり問題ないとのことです。2種農地です。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請,第140件を除く,第129件から第144件の本案は,原案のとおり許可決定することについて,賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、農地法第5条の規定による許可申請は、全て原案のとおり許可決定することに決しました。

議長 次に、日程第4第79号議案を上程します。

非農地証明申請について、第30件から第34件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。第79号議案 非農地証明申請について説明します。

第30件は,○○から,本町3丁目○○ 地目:畑 264㎡について,平成26年頃から耕作放棄し,現況地目:原野として申請されています。

第31件は、○○から、幸崎能地1丁目○○ 地目:畑 29㎡について、昭和51年に納屋を設置して以降、宅地として利用しており、現況地目:宅地として申請されています。

本件は人為的な潰廃ですが、転用の事実行為から20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないと認められることから、非農地証明の対象となります。

第 32 件は, ○○から, 鷺浦町須波○○ 地目:畑 2,485 ㎡について, 平成 14 年頃から耕作放棄し、現況地目:山林として申請されています。

第 33 件は、 \bigcirc から、鷺浦町向田野浦 \bigcirc ほか 5 筆 地目:畑 合計 14,919 ㎡について、地番 \bigcirc 、 \bigcirc 、 \bigcirc は平成 10 年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として、地番 \bigcirc 、 \bigcirc 、 \bigcirc は平成 30 年の豪雨により土砂が流入し、現況地目:雑種地として申請されています。

第 34 件は, ○○から, 久井町泉○○ ほか 3 筆 地目:田 合計 5,205 ㎡について, 平成 22 年頃から耕作放棄し, 現況地目:山林・原野として申請されています。

第30件は「市街地区城内にある農地」に該当し、その他はいずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

8 番 第 30 件, 11 月 22 日に 21 番推進委員と現地確認いたしました。現地は、○○線の○○と交差したと ころの南側に位置しております。長年手入れをされている様子がなく、雑木が繁っていることを確認し ました。第 3 種農地です。

12番 第 31 件, 11 月 23 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、別に問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

10番 第32件・第33件と続けて私の案件なので、併せて説明させていただきます。

いずれも、11月22日に26番推進委員と現地を確認しました。

第32件は事務局の説明どおり既に山林になっており、問題ないと思います。

第33件も豪雨で土砂が崩れており、問題ないと思います。両方とも第2種農地です。

1番 第 34 件, 11 月 24 日に 3 番委員, 31 番推進委員, 33 番推進委員と現地確認を行いました。現地へ行こうとしたんですが,途中で鳥獣害対策の網が張ってあり,入れませんでした。農地区分は第 2 種です。

議 長 事務局は入れたんですか。

事務局 事務局は、鳥獣害の柵を外して中に入りました。土砂が崩れていたり雑木が生えている状態で、農地としての復旧は難しいことを確認しました。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

非農地証明申請,第30件から第34件の本案は,原案のとおり承認決定することについて,賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第7第82号議案を上程します。

農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて,第 11 件を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをお開きください。

第82 号議案 農地法に基づく,三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。 第11 件は、神奈川県鎌倉市今泉3丁目の○○が所有する、本郷北4丁目○○ 地目:畑 160 ㎡について、遠方に居住し管理できない農地を取得し、新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第2号「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地または将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に該当します。

農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

17番 第 11 件, 11 月 21 日に 27 番推進委員と行政書士の〇〇さんと 3 人で現地確認を行いました。事務局 の説明のとおり問題ありません。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて,本議案に賛成の方は,挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって,本案は原案のとおり決しました。

議長以上、審議事項を終了し、続いて報告協議事項に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について

- ○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 12件
- ○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
- ○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 5件
- ○農地転用(農業用施設)届出受理 1件
- ○農地改良届出受理 1件
- ○登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1件
- ○非農地判断 10筆

2 その他

- (1) 女性委員の登用について
- ○今後の日程 令和 4 年第 12 回定例総会 12 月 23 日(金) 14 時
- 議 長 その他,何かありませんか。 無いようなので,これをもちまして総会を終了します。 ご苦労さまでした。